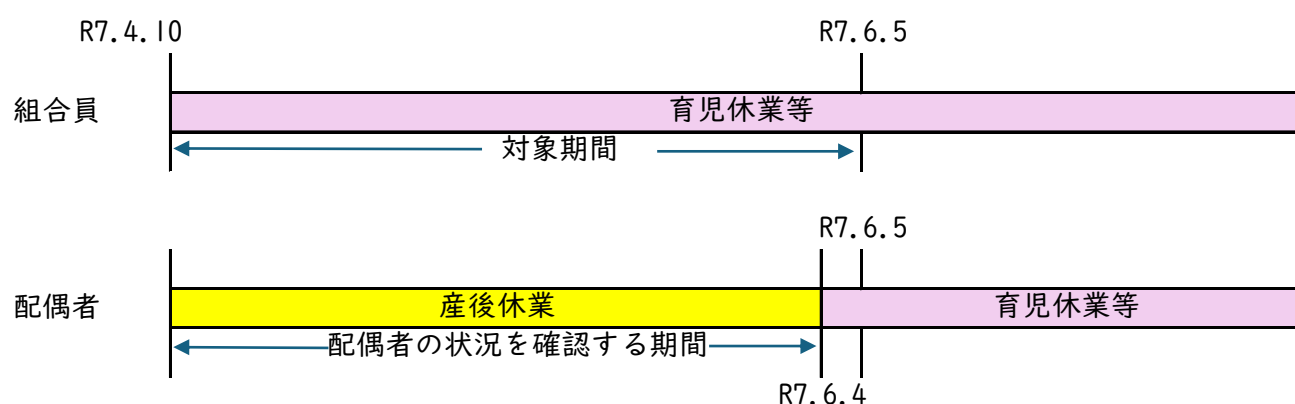


育児休業支援手当金 支給例

組合員が男性（産休無し）

出産日	R7.4.10
出産予定日	
組合員の対象期間	R7.4.10～6.5
配偶者の状況を確認する期間	R7.4.10～6.5



4 月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

- ・ 組合員がR7.4.10～育児休業を取得し、
- ・ 配偶者がR7.4.10～産後休業を取得した場合。

（支給期間等）

支給期間はR7.4.10～5.7となる（土日を含む）

支給対象となる日は、当該対象期間内にある要勤務日であるため、赤字となっている20日分となる。
（祝祭日は支給されるが、土日は支給されない）

（支給額等）

標準報酬月額が、32万円である場合、
標準報酬の日額は、14,550円となる。
（ $320,000 \div 22 = 14,545.45...$ の十円未満を四捨五入）

1日あたりの支給額は、標準報酬日額の13%であるため、
1,891円となる。
（ $14,550 \times 13 \div 100 = 1,891.5$ で円未満切捨となる）

支給対象となる日は20日であるため、育児休業支援手当金の
総額は、37,820円となる。
（ $1,891 \times 20 = 37,820$ ）

5 月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31